

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会

消費者団体からの発表

2022年5月23日

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
個人情報保護推進委員会 委員長 篠原治美

防犯目的のためのカメラ設置のルールについて

個人情報保護法第21条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

利用目的の通知等をしなくてよい場合

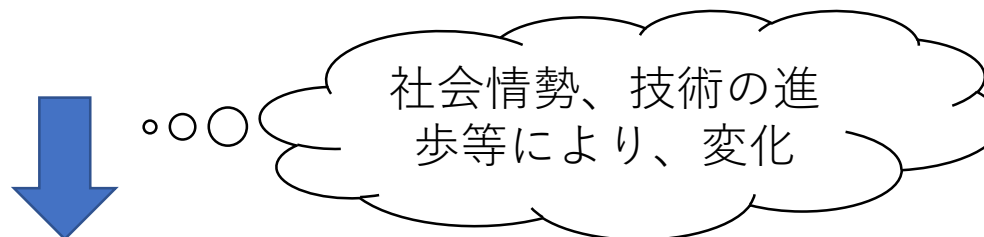
取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

平成15年法

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」 Q&A（平成19年）

一般に、防犯目的のためにビデオカメラを設置し撮影する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らか」として認められると解されます。しかし、防犯以外の目的で利用する場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」として認められない可能性が高いため、当該利用目的を公表等する必要があります。

と示されていた。



PPC 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（抜粋）

防犯カメラが作動中であることを店舗等の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいと考えられます。

消費者の立場から一番重要と思われること

■カメラが設置されていることの周知

➤防犯目的であっても、「カメラが設置されている」ことを消費者がはっきり認識できるような表示が必要。

【消費者にとって、わかりやすい公表の事例】

- ◆「渋谷駅近くの書店」の、入り口、カメラ設置場所における、店頭告知や表示
 - ・店舗に入る際、「告知文」が入り口にわかりやすく表示されている。
 - ・同時に「防犯カメラ 顔認証カメラ設置店」と表示されている。
 - ・カメラ横に、「防犯カメラ録画中」と赤字でわかりやすく表示されている。

【消費者にとって、わかりにくい公表の事例】

- ◆地下鉄 車内ドア上のデジタルサイネージカメラ
 - ・表示が小さくてほぼ確認できない。
 - ・カメラが黒っぽいパネルで覆われていて、カメラが設置されていることすら認識できない。

問題点

■ 目的が、「犯罪予防や安全確保」であるため、

- 回避するための死角を作ることはいできない。
- 個人を確実に特定する必要がある（誤った特定をしてはならない）。

- ・ 本当に本人か、最終的に人が介入して確認することが重要。

■ 本人特定をして直接本人へアプローチすることも必要だが、事前抑制としてカメラが付いていることの周知による、**犯罪抑止**の実態があると思われる。

- ・ 誰もが一目で設置されていることが理解できる、わかりやすい共通のアイコンが必要

■ 未成年の情報の取得については、より慎重に行う必要がある。

- ・ 周知の方法や同意の取得に関して
- ・ 開示等の対応について
- ・ 親権者（親）への対応について

問題点

■正しいルール作りが必要

例えば、

- 成田空港において「One ID導入に向けた個人データの取扱検討会」を設置して議論
 - 「渋谷書店万引対策共同プロジェクト」において「運用検証委員会」を設置して議論
- 等実態を踏まえ、有識者や消費者を含めた場で丁寧に議論しルールを作成している。

しかし、

- 類似案件に対して、議論をせずに安易な横展開が散見される。
- 担当者の変更に伴う引継ぎの際の後任の理解不足、連携不足のため、正しいルールが引き継がれない実態がある。

「こんな利用価値のある情報が大量にたまっている」と安易に利活用をしたくなる。

結果、法違反や不透明な取り扱いを行ってしまう。

事業者の方々への要望

法令順守は当然のこととして、さらに以下を求めます。

- カメラが設置されていることの周知
- 透明性の確保
- 実態を踏まえた正しいルール作り
- ルールを順守した適切な運用
- 開示等を含めた苦情・相談の丁寧な受付

ありがとうございました